

長 寿 の森

分収育林契約書

森林整備法人

財団法人 **びわ湖造林公社**

分収育林契約書

育林地所有者 (以下「甲」という。)、育林者財団法人びわ湖造林公社 (以下「乙」という。) 及び育林費負担者 (以下「丙」という。) は、育成途上の樹木を対象として共同で育林を行い、育林による収益を分収することを目的として次の条項により契約を締結したので、その証として本証書3通を作成し、各当事者記名押印の上各自1通を保有する。

昭和 61 年 1 月 30 日

(甲) 育林地所有者

(乙) 育 林 者

滋賀県大津市梅林一丁目15番22号

財団法人 びわ湖造林公社

理事長

(丙) 育林費負担者

条 項

(信義誠実の尊重)

第1条 甲、乙及び丙（以下「各契約当事者」という。）は、信義にのっとり相互に協力し、かつ、誠実にこの契約の履行にあたるものとする。

(契約の対象とする樹木等)

第2条 この契約の対象とする樹木（以下「契約対象樹木」という。）及び土地は、後記表示の樹木及び土地とする。

(契約の存続期間)

第3条 この契約の存続期間は、契約締結の日から昭和~~56~~年 / 月 ~~30~~日までの満~~25~~年とする。

ただし、契約の目的達成上特に必要があると認める場合は、各契約当事者の協議により、契約対象樹木の全部又は一部について、存続期間を変更することができる。

2 この契約の定めるところにより契約対象樹木の全部につき、収益の分収が完了したときは、前項の規定にかかわらず、この契約は終了するものとする。

(契約対象樹木の共有及び明認方法)

第4条 契約対象樹木は、甲、乙並びに丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の共有とし、その持分の割合は次のとおりとする。

(1) 甲 100分の40

(2) 乙 100分の10

(3) 丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者 100分の50

2 前項第3号の丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の持分を~~5~~口に分ち、丙はこのうち / 口分として//0分の / の持分を有する。

3 乙は、前2項の共有者の権利を公示するため、契約対象樹木につき後記のとおり明認方法を施すものとする。

4 乙は、前項の明認方法としての施設を、この契約締結の日から60日以内に設置するとともに、その設置後30日以内にその設置の位置を示した図面に設置後の明認方法の施設の写真を添付して、甲及び丙に送付するものとする。

(共有物の分割請求の禁止)

第5条 各契約当事者は、契約対象樹木について持分の分割を請求することができない。

(地上権)

第6条 契約対象樹木が生立する森林の土地について、甲は、育林を目的とする地上権を乙のために設定するものとする。

2 契約対象樹木の全部につき、収益の分収が完了したときその他この契約に定めるところにより契約が解約又は解除されたときは、これにともなって地上権は消滅するものとする。

3 前項により地上権が消滅したときは、乙は、その土地を原状に復することなく甲に返還するものとする。

(育林者の義務)

第7条 乙は、この契約において別に定めるもののほか、次の義務を負う。

(1) 後記の施業基準に従って、契約対象樹木の保育（間伐を含む。以下同じ。）及びこれに必要な作業路の開設等を行うこと。

(2) 契約対象樹木の管理のため、次に掲げる事項を行うこと。

ア 火災の予防

イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

ウ 病虫獣害の防除

エ 森林の境界標その他の標識及び第4条の明認方法の保全

オ その他アからエまでに附帯する行為

(3) 後記の施業基準に従って、契約対象樹木を伐採し、又は立木のまま販売を行うこと。

(4) 契約対象樹木及びこの契約に係る地上権に関し、第三者に対して損害賠償金、損失補償金、保険金等を請求する場合の当該賠償等の金額決定及び請求に係る行為を行うこと。

(育林地所有者の義務)

第8条 甲は、この契約において別に定めるもののほか、前条第2号に規定する事項につき乙に協力する義務を負う。

(費用の負担区分)

第9条 甲は、この契約の対象とする土地に対する公租公課を負担するものとする。

2 乙は、第7条第2号に規定する契約対象樹木の管理に要する費用及び通信連絡費等この契約の運営に要する費用を負担するものとする。

- 3 丙は、第7条第1号に規定する契約対象樹木の保育及びこれに必要な作業路の開設等に要する費用を負担するものとする。
- 4 各契約当事者は、前各項に規定するもののほか、森林の境界標その他の標識及び第4条の明認方法としての施設の設置に要する費用並びに第21条の保険料を第4条の持分の割合に応じて負担するものとする。

(費用等の支払い)

- 第10条 甲は、前条第4項の規定に基づき負担すべき額の見積額として金 595000円を乙に支払うものとする。
- 2 乙は、契約対象樹木の持分の取得の対価として金 335000円を甲に支払うものとする。
 - 3 丙は、次の各号に掲げる費用の合計額1650万円のうち1口当たりの金額を30万円として / 口分30万円を負担するものとする。なお第1号に係るものについては甲に、第2号及び第3号に係るものについては乙にそれぞれ支払うものとする。
 - (1) 契約対象樹木の持分の取得の対価として、丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の負担する当該対価の合計額 10670000円
 - (2) 前条第3項の規定に基づき負担すべき額の見積額として丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の負担する当該見積額の合計額5086000円
 - (3) 前条第4項の規定に基づき負担すべき額の見積額として丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の負担する当該見積額の合計額 744000円
 - 4 前3項に規定する見積額又は対価の支払いは、この契約締結の日から14日以内に行うものとする。

(費用の経理等)

- 第11条 乙は、前条の規定に基づき甲及び丙から受領した金額を金融機関に預貯金等をして、適正に管理しなければならない。
- 2 この分収育林契約に係る事業については、他の事業及び他の分収育林契約に係る事業と区分して経理しなければならない。

(保育の状況及び会計の報告等)

- 第12条 甲及び丙は、乙に対して保育の状況及びこの契約に係る会計(乙において決算済みの年度のものに限る。)の報告を請求することができる。
- 2 甲及び丙は、乙に通知の上当該森林に立ち入って保育の状況を調査することができる。

(契約対象樹木の販売方法)

- 第13条 契約対象樹木の販売方法は、競売又は入札によるものとする。

(収益分収の割合)

- 第14条 契約対象樹木による収益は、第4条第1項及び第2項に規定する持分の割合によってこれを分収する。

(収益分収の方法)

- 第15条 収益分収の際、各契約当事者は、契約対象樹木の販売代金からその伐採及び搬出並びに販売に要した費用を控除した残額について、前条の収益分収の割合に応じて分収するものとする。
- 2 次の各号に掲げる費用が生じたことにより、第9条第3項の費用が第10条第3項第2号の見積額の合計額に対して掛増しとなった場合には、その掛増しの額を乙が立て替えるとともに、主伐に係る収益分収の際に当該掛増しの額(第10条第3項第2号の見積額の合計額の20パーセント未満の掛増しの範囲に限る。)を丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者に負担させるものとして、精算するものとする。
 - (1) 火災等の災害が発生し緊急に措置する必要が生じた場合の対応に要した費用
 - (2) 病虫害、折損、倒伏等の被害が生じた場合の防除又は復旧に要した費用
 - (3) その他労賃もしくは物価の上昇又は必要作業量の増大により第9条第3項の費用の掛増しが生じた場合の当該掛増し費用
 - 3 前項各号の費用の額は、その立替額とこれに乙が立て替えた日以降、毎年の市中銀行普通預金の利率を乗じて得た額(以下「銀行預金利息」という。)との合計額とする。
 - 4 この契約の終了時において第11条の甲及び丙から受領した金額に残額が生じた場合には、甲及び丙に返還するものとし、最後の収益分収の際に精算するものとする。

(損害賠償金等についての処置)

- 第16条 契約対象樹木及びこの契約に係る地上権に関し、第三者から受けた損害賠償金、損失補償金又は保険金等は、その請求に要した費用を控除した額について第14条の収益分収の割合によって分収する。

(受益者負担金)

- 第17条 契約対象地に対して林道その他の公共施設の設置に伴い課せられる受益者負担金は、甲が負担するものとする。

(少額の場合の途中分収)

- 第18条 第14条(主伐以外の伐採によるものに限る。)及び第16条の規定により収益を分収すべき場合であって、その

分収により丙が受領することとなる1口当たりの分収額が1万円未満であるときは、乙は、分収すべき金額を保管し、次回以降の1口当たりの分収額との累計が1万円を超えた時に当該金額及びこれに係る支払時までの銀行預金利息相当額を丙に支払うものとする。

2 前項の規定により分収すべき額を保管するときは、乙は、その旨を丙に通知するものとする。

(森林施業計画の作成)

第19条 乙は、後記の施業基準を基礎として、森林法第11条第2項もしくは第18条第1項第2号の森林施業計画を作成し、滋賀県知事の認定を求めものとする。

2 甲及び丙は、前項の森林施業計画及びその計画期間満了後引き続き作成される森林施業計画の作成については、これに同意する。

(木材以外の林産物等の採取及び帰属)

第20条 各契約当事者は、契約対象樹木が生立する森林の次に掲げる林産物を無償で採取することができる。この場合において、甲又は丙がこれを実施するときは事前に乙に通知するものとする。ただし、第3号の伐採木の採取については乙の承諾を要するものとする。

- (1) 下草、落葉、落枝及び保育のため切除した枝条
- (2) 山菜、木の実及びきのこ類
- (3) 保育のため伐採した樹木（収益を伴うこととなるものを除く。）

2 この契約が終了したときにおける伐根等は、甲に帰属する。

(保険への加入)

第21条 乙は、契約対象樹木について、乙を被保険者の代表として、共有者全員のために、第3条の契約存続期間(契約対象樹木の滅失等により損害をてん補する必要のない期間を除く。)を保険期間とする森林国営保険に加入するものとする。ただし、当該保険契約は、期間を区分して締結することができる。

2 甲及び丙は、前項の保険への加入、損害発生のお知らせ並びに保険金等の支払いの請求及び受領の事務については、これを乙に委任するものとする。

(持分の処分等)

第22条 甲及び丙は、乙の同意を得なければ、契約対象樹木に係る持分もしくは契約対象地を譲渡し、又はこれに担保権を設定し、その他この契約上の権利義務を処分することはできない。

2 前項の場合において、丙はその持分を1口未満に分割して処分することはできない。

(相続等があった場合の処置)

第23条 甲又は丙が死亡しこの契約上の権利義務（樹木の持分を含む。）につき相続がなされたときは、その相続人は、その氏名、住所及び持分（口数）を、それぞれ書面をもって乙に通知するものとする。

2 前項の場合において数人が相続人（以下「共同相続人」という。）となった場合には、共同相続人は、この契約に関する権利の行使又は義務の履行に関し代表者1人を選任し、他の相続人の委任状を添えて、前項の規定による通知を要するものとする。

3 前2項の通知があったときは、本契約書の名義及び当該契約当事者の持分の名義の変更があったものとみなす。この場合、乙は、その旨を当該相続人（前項の場合にあってはその代表者）に通知するものとする。

4 乙は、前条の譲受人及び前項の相続人からその費用負担において明認方法を施すよう申出があったときは明認方法を施すものとする。

(住所等の変更の通知)

第24条 甲及び丙は、その氏名もしくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なくこれを乙に通知するものとする。

2 乙は、その名称又は所在地に変更があったときは、遅滞なく甲及び丙にこれを通知するものとする。

(共有者名簿)

第25条 乙は、各契約当事者及び他の育林費負担者の氏名又は名称、住所及び持分の割合を記載した名簿（以下「共有者名簿」という。）を作成し、保管する。

2 乙は、第22条による処分及び前2条による通知があったときは、遅滞なく共有者名簿の記載事項を変更しなければならない。

3 乙は、甲又は丙に対して通知、送金、報告又は協議をする場合には、共有者名簿（前項の規定により変更があったときは当該変更後の名簿）の記載に従えばよいものとし、この名簿の記載に従い通知、送金、報告又は協議したことにより甲又は丙に生じる不利益につきその責任を負わない。

(解 約)

第26条 次の各号に掲げる場合においては、乙は、甲並びに丙及び他の育林費負担者と協議した上で、契約対象樹木の全部又は一部について契約を解約することができる。

- (1) 契約対象樹木が生立する森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(2) 災害その他の原因により契約対象樹木の全部又は一部が滅失したとき

(3) その他この契約の目的を達成することができないと認められるとき

(解約の効果)

第27条 前条の規定により契約の全部又は一部が解約された場合は、当該解約に係る契約対象樹木を伐採し、又は立木のまま販売し、第14条の収益分収の割合により収益を分収する。

2 前項の場合において、乙は、第11条の甲及び丙から受領した金額から解約時点までに使用した費用のうちそれぞれの負担に係る部分を控除した残額に相当する金額を甲及び丙に返還する。

(債務不履行による契約の解除)

第28条 乙が第7条各号に定める義務を履行しない場合（天災等不可抗力による場合を除く。）において、他の契約当事者は、6ヵ月を下らない期間をもって履行の催告をし、当該期間内に乙がその履行をしないときは、この契約を解除することができる。

2 前項により契約の解除があった場合、乙は、当該契約当事者に対して、その持分に対する適正な対価及び前条第2項の金額（催告の日からこの項の規定による支払の日までの銀行預金利息を含む。）の合計額を支払わなければならない。

3 前項の合計額を乙が他の契約当事者に支払ったときは、乙は契約対象樹木につき当該契約者が有する持分を取得する。

(意見の申出)

第29条 甲及び丙は、乙に対して、この契約の履行に関し、理由を付した文書をもって意見を申し出ることができる。

2 乙は、前項の規定による意見の申出があったときは、これを誠実に処理し、その結果を申出人に通知するものとする。

(管轄裁判所)

第30条 この契約に関して各契約当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は、大津地方裁判所とする。

(その他の事項)

第31条 この契約に定めのない事項又は契約の変更に係る事項については、乙は、他の契約当事者と協議して定めることができる。

(第2条関係)

契約対象樹木及び土地

1 所在地

所	在	地	番	地	目	面積	
						公簿(m ²)	実測(ha)
				山	林	2755	4.77
				山	林	852	
				山	林	6604	
				山	林	6515	
				山	林	10439	
				山	林	5871	

2 現 況

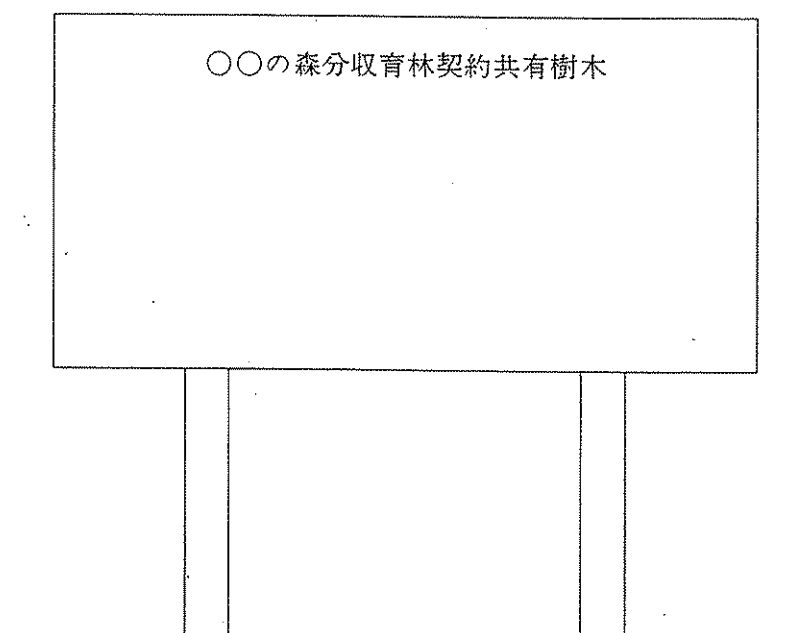
樹 種	樹 齢(年)	本 数(本)	材 積(m ³)
す ぎ	4 12 23	5280	846
ひ の き	3 23	2487	222
計		7767	1068

- 注：1 昭和60年10月現在
2 枯損木等を除く。
3 位置図及び土地実測図は別添のとおり。

(第4条関係)

明 認 方 法

- 1 明認方法としての施設は、耐久性のある素材による看板とする。
- 2 看板には、次の事項を表示する。
 - ① 分収育林契約に基づく共有樹木である旨
 - ② 契約対象樹木の範囲を示す位置図
 - ③ 契約対象樹木の所有権者の氏名又は名称及びその持分割合
- 3 契約対象樹木について、その範囲を明示するため、造林公社の名称を明記した境界杭を打設する。
- 4 明認方法としての施設は、視認しやすい地点に1基設置する。



(第7条関係)

施 業 基 準

作 業 種	実 施 基 準 年
作業道開設	昭和 60 年
木 起	昭和 60 61 62 63 64 65 66 67 年
下刈	昭和 61 62 63 64 65 年
除 伐	昭和 60 67 72 年
枝 打	昭和 60 65 68 72 79 年
間 伐	昭和 65 72 79 年
主 伐	昭和 85 年
以下余白	昭和 年
	昭和 年
	昭和 年

- 1 作業の実施については、現地の実態、樹木の成育状況に即して、実施基準年から2年の範囲内で延期もしくは短縮をし、又は適正な保育をする上で必要最小限の施業の変更を行うことができる。
- 2 実施面積については、現地の実態、樹木の成育状況等に即した区域内で実施する。
- 3 主伐作業は、現地の実態、樹木の成育状況等に即して、実施基準年の5年前から着手することができるものとするが、主伐の終了は実施基準年を限度とする。